



島根県報

平成18年 3月31日 (金)

号外 第 68 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(薬事衛生課)

公布された条例等のあらまし

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(規則第48号)

1 規則の概要

- (1) 犬を飼養している旨の標識は、犬を飼養していることが容易に識別できる文字若しくはデザイン又はこれらの組合せとすることとした。(第3条関係)
- (2) 特定動物の飼養の許可に係る規則で定める基準を定めることとした。(第4条・別表第1・別表第2関係)
- (3) 犬又はねこの引取りを求めるときの様式を定めることとした。(第5条・様式第1号・様式第2号関係)
- (4) 収容された犬等の返還の申請について様式を定めることとした。(第6条・様式第3号関係)
- (5) 犬、ねこ等の動物を収容等したときの公示は、保健所の掲示場への掲示及びインターネットの利用による公表により行うこととした。(第7条関係)
- (6) 保健所での保管が困難な動物は、離乳前の動物等とすることとした。(第8条・第9条関係)
- (7) 犬、ねこ等の動物を譲り受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第10条・様式第4号関係)
- (8) 薬物による捕獲等の方法を定めることとした。(第11条関係)
- (9) 事故発生時の届出について様式を定めることとした。(第12条・様式第5号・様式第6号関係)
- (10) 職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。(第13条・様式第7号・様式第8号関係)
- (11) 収容された犬、ねこ等の動物の飼養管理等の負担する費用について定めることとした。(第14条関係)
- (12) 次に掲げる規則を廃止することとした。
 - ア 犬による危害の防止に関する条例施行規則
 - イ 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則

2 施行期日

平成18年6月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第48号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(標識)

第3条 条例第6条第3項第5号に規定する標識は、犬を飼養していることが容易に識別できる文字若しくはデザイン又はこれらの組合せとする。

(許可の基準)

第4条 条例第9条の規則で定める基準は、別表第1に定める特定動物の区分ごとに、別表第2のとおりとする。

(犬又はねこの引取りの申請)

第5条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りを求めようとする所有者は、犬又はねこの引取申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 法第35条第2項の規定により拾得者その他の者が所有者の判明しない犬又はねこの引取りを求めるときは、所有者不明の犬又はねこの引取申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(収容された犬等の返還の申請)

第6条 法第35条第1項若しくは第2項の規定により引き取った犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物、条例第13条第1項の規定により収容した犬又は条例第18条第4項の規定により収容した特定動物の返還を求める者は、犬、ねこ等の動物返還申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(公示の方法)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める公示は、犬、ねこ等の動物を収容し、又は引き取った場所を管轄する保健所の掲示場への掲示及びインターネットの利用による公表により行うものとする。

(保健所での保管が困難な動物)

第8条 条例第15条第2項で規定する保健所での保管が困難であると認められるものは、離乳前の動物をいう。

(保健所での保管が困難となった動物)

第9条 条例第16条第3項の保健所での保管が困難となった動物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 離乳前の動物又は負傷動物であって、哺乳又は治療によっても生存することが困難であり、かつ、死期を早めることが適当であると保健所長が認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該保健所長が処分することがやむを得ないと認めるもの

(譲受けの申請)

第10条 条例第16条第5項の規定に基づき犬、ねこ等の動物を譲り受けようとする者は、犬、ねこ等の動物譲受申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(薬物による捕獲等)

第11条 条例第17条第1項の規定による捕獲又は処分は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 薬物入りのえさ(以下「毒えさ」という。)を使用する方法は、次のとおりとする。

ア 毒えさは、日没から日の出までの間において、時間を限って置くものとする。

イ 毒えさを置く場合は、毒えさごとに、それが薬物入りのえさである旨を赤字で記した紙片を添えておくものとする。

ウ 毒えさを置いた場合は、職員をして事故のないよう巡視させ、及び捕獲又は処分を終了する時間が経過する前に毒えさを回収させるものとする。

(2) 麻酔銃又は吹き矢(以下「麻酔銃等」という。)は、緊急やむを得ない場合を除き、日の出から日没までの間において使用するものとする。

2 条例第17条第2項の規定による周知の方法は、実施する区域、期間及び時間、薬物の種類、毒えさの状態並びに麻酔銃等の使用の計画について、次に掲げる場所における掲示により行うものとする。

(1) 関係の市役所及び町村役場

(2) 毒えさを置く区域内又は麻酔銃等を使用する区域内及びその周辺区域内で、発見しやすい場所

3 前項の掲示は、捕獲又は処分及び毒えさの使用の開始の日の3日前からその終了の日まで行うものとする。

(事故発生時の届出)

第12条 条例第21条第1項の規定による届出は、犬の飼い主にあつては飼い犬事故届(様式第5号)を、特定動物の飼い主にあつては特定動物事故届(様式第6号)を知事に提出して行わなければならない。

(身分を示す証明書)

第13条 条例第13条第2項及び第22条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

2 条例第13条第2項に規定する職員(第22条第2項に規定する立入検査又は質問を行わない職員に限る。)の身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

(飼養管理等の費用負担)

第14条 条例第23条第3項の規定による飼い主が負担しなければならない費用は、次のとおりとする。

(1) 収容された犬、ねこ等の動物の飼養及び管理に要する費用(収容された日の分を除く。) 1頭、1匹又は1羽につき1日当たり 360円

(2) 捕獲された犬の返還に要する費用 1頭につき 3,500円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、条例附則第2項の規定による特定動物の飼養の許可に係る第4条の規定については、平成18年4月1日から施行する。

(犬による危害の防止に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 犬による危害の防止に関する条例施行規則(昭和44年島根県規則第49号)

(2) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(平成14年島根県規則第87号)

(犬による危害の防止に関する条例施行規則等の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の犬による危害の防止に関する条例施行規則及び危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1 (第 4 条関係)

区 分	種 類	
	科 名	種 名
1	おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
	おながざる科	ニホンザルその他のマカク属(タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。) マンガベイ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
	てながざる科	てながざる科全種
2	おながざる科	ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒビ属全種
3	ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
4	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
5	くま科	くま科全種
6	ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ウンピョウ属全種
7	ねこ科	ネコ属のうちピューマ ヒョウ属のうちライオン及びトラ以外の種 チーター属全種
8	ねこ科	ヒョウ属のうちライオン及びトラ
9	ぞう科	ぞう科全種
	きりん科	キリン属全種
10	さい科	さい科全種
	かば科	かば科全種
	うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
11	ひくいどり科	ひくいどり科全種
12	コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
	たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
13	かみつしがめ科	かみつしがめ科のうちカミツキガメ以外の種
14	どくとかげ科	どくとかげ科全種
15	おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
16	ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
17	なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
	コブラ科	コブラ科全種
	くさりへび科	くさりへび科全種
18	アリゲーター科	アリゲーター科全種
	クロコダイル科	クロコダイル科全種
	ガビアル科	ガビアル科全種

(注) 種類欄に掲げる種には、亜種を含む。

別表第 2 (第 4 条関係)
1 固定式による飼養施設の基準

区分	形態	主要構造	その他の構造					規模	
			出入口			錠	諸設備等		
			1 重戸	2 内戸	2 重戸		外戸		隔離設備
別表第 1 第 1 号に掲げる動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼	内開き戸、上 げ戸又は引き 戸が必要	外開き戸、上 げ戸又は引き 戸が必要	必要。内戸は 2 重錠及び外戸は 施錠ができるこ と並びに施錠部 分に動物が触れ ない構造である こと。	動物に直接手 が触れないよ うに、人止め さく等の設備 を設置するこ と。	動物の種類、 数及び習性に 応じた広さ、 高さ、大きさ 等を有するこ と。		
		金網おり	ひし形金網 線径 4 ミリメートル以上 網目 30ミリメートル以下			-			
別表第 1 第 2 号に掲げる動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼					必要に応じ、動 物の手足が飼養 施設の外に出な い規格のひし形 金網を装着する こと。		
		厚さ 5 ミリメートル以上 間隔 50センチメートル以下							
別表第 1 第 3 号に掲げる動物	鉄おり	丸鋼 直径 22ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼			必要。内戸及び 外戸がいずれも 2 重錠で、施錠 部分に動物が触 れない構造であ ること。		-		
		厚さ 5 ミリメートル以上 間隔 50センチメートル以下							
別表第 1 第 1 号	鉄おり	丸鋼					必要に応じ、動		

4号に掲げ る動物	金網あり	直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50 センチメートル以下、高さ1メー トル以上の部分は1メートル以下	物の足が飼養施 設の外に出ない 規格のひし形金 網を装着するこ と。
別表第1第 5号に掲げ る動物	鉄おり	丸鋼 直径 19ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50 センチメートル以下、高さ1メー トル以上の部分は1メートル以下	-
別表第1第 6号に掲げ る動物	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50 センチメートル以下、高さ1メー トル以上の部分は1メートル以下	必要に応じ、動 物の足が飼養施 設の外に出ない 規格のひし形金 網を装着するこ と。
別表第1第 7号に掲げ	鉄おり	丸鋼 直径 12ミリメートル以上	

<p>る動物</p>		<p>間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50センチメートル以下、高さ1メートル以上の部分は1メートル以下</p>				
<p>別表第1第8号に掲げる動物</p>	<p>鉄おり</p>	<p>丸鋼 直径 13ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 帯鋼 厚さ 5ミリメートル以上 間隔 高さ1メートル未満の部分は50センチメートル以下、高さ1メートル以上の部分は1メートル以下</p>				
<p>別表第1第9号に掲げる動物</p>	<p>鉄さく</p>	<p>鋼管 厚さ 4.5ミリメートル以上 外径 139ミリメートル以上 間隔 260ミリメートル以下</p>				<p>鉄さくの大きさは2.7メートル以上とし、動物の種類、数及び習性に応じた広さを有すること。</p>
<p>別表第1第10号に掲げる動物</p>	<p>鉄さく</p>	<p>鋼管 厚さ 4.2ミリメートル以上 外径 75ミリメートル以上 間隔 300ミリメートル以下</p>				<p>鉄さくの大きさは2メートル以上とし、動物の種類、数及び習性に応じた広さを有すること。</p>
<p>別表第1第11号に掲げる動物</p>	<p>金網つき鉄さく</p>	<p>鋼管 厚さ 3.2ミリメートル以上 外径 48ミリメートル以上</p>	<p>必要</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>必要。施設部分に動物が触れない構造であること</p>

2 移動式による飼養施設の基準

<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 振動、転倒、落下等による衝撃が加えられても、動物が脱出できない構造であること。 2 動物がその鼻、口、足等をのりの外に出し、人に危害を加えることを防止できる構造のものであること。 3 出入口には落とし戸を設け、その戸には2以上の錠があること。ただし、別表第1第12号から第18号までに掲げる動物の飼養施設には、出入口には落とし戸、開き戸又はふたを設け、及びこれらに施錠ができること。 4 飼料を与えること並びに排水及び汚物を処理することが飼養施設の外から安全にできる構造であること。 5 排水孔及び換気孔は、動物の逸走を防止できる構造であること。 6 動物の種類、数、破壊力及び運動能力に応じ、逸走が防止できるものであること。
-------------	--

(注) この基準は、曲芸、移動展示等の興行、販売又は輸送のために飼養する場合に限り、適用することができる。

3 擁壁、堀を用いる飼養施設(サファリ式の飼養施設を含む。)の基準

<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物の種類、数、体力、習性等に応じた堅ろうな構造であり、かつ、脱出を防止することができる構造であること。 2 擁壁又は堀の内壁面は、平滑ですき間がないこと。 3 さくを用いる飼養施設にあつては、そのさくは外部と隔絶することができる構造であり、かつ、及び返しその他動物の脱出を防止するために必要な設備が設けられていること。 4 擁壁、堀又はさくの近くには、動物の脱出を助ける樹木、工作物等がないこと。 5 出入口は、動物の種類に応じて別表第2の1の表の基準に準じたものであること。 6 動物を監視できる構造であること。 7 サファリ式の飼養施設にあつては、適当な場所に監視塔その他の動物を監視することができる設備があること。 8 人止めさくその他の飼養施設の態様に応じた危害の防止のために必要な設備が設けられていること。 9 飼養施設の規模は、動物の種類、数、習性等に応じて適正なものであること。
-------------	---

(注) 「サファリ式」とは、動物を自然に近い状態で、観客に見学させる形態をいう。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

犬又はねこの引取申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第 1 項の規定により、下記のとおり(犬・ねこ)の引取りを申請します。

記

引 取 日 時	年 月 日 時 分							
引 取 場 所								
頭数計	種 類 (犬・ねこ)	種 類	大 き さ	毛 色	毛の長短	性 別	推定年月齢	首輪等の種類
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
申 請 理 由	病気、ケガ 引越 飼い主が病気等 産まれたが飼育ができない 新しい飼い主が見つからない 近隣に迷惑をかける(花壇の被害、ふん尿、鳴き声、その他()) しつけができない 犬の運動ができない その他()							

繁殖制限の指導の有無	有 無
引 取 状 況	生後91日以上 匹、生後90日以内 匹(うち幼齢の個体 匹)

(注) は、保健所が記入

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

所有者不明の犬又はねこの引取申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第 2 項の規定により、下記のとおり (犬・ねこ) の引取りを申請します。
なお、この動物は、殺処分を目的として捕獲したものではありません。

記

拾 得 日 時	年 月 日		時 分					
拾 得 場 所	市・郡		町・村 番地					
引 取 日 時	年 月 日		時 分					
引 取 場 所								
頭数計	種 類 (犬・ねこ)	種 類	大 き さ	毛 色	毛 の 長 短	性 別	推 定 年 月 齢	首 輪 等 の 種 類
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
拾 得 時 の 状 況								
備 考								

公 示 の 要 否	要 ・ 不 要		
引 取 状 況	生後91日以上	匹、生後90日以内	匹 (うち幼齢の個体 匹)

(注) は、保健所が記入

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

犬、ねこ等の動物返還申請書

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第 6 条の規定により、下記のとおり動物の返還を申請します。

記

1 返還を申請する動物の概要

種 類		大 き さ	
毛 (羽) 色		毛 の 長 短	
性 別		推 定 年 月 齡	年 月
備 考			

2 狂犬病予防法による登録及び予防注射の状況 (犬の返還の場合のみ記入)

登録市町村名		登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号		
狂犬病予防注射 済票番号	第 号	狂犬病予防注射 年月日	年 月 日

収容年月日	返還年月日	収容日数	返還費用の額

(注) は、保健所が記入

様式第 4 号 (第10条関係)

(表面)

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

申請者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

犬、ねこ等の動物譲受申請書

犬、ねこ等の動物を譲り受けたいので、島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

飼 育 目 的	愛がん その他 ()		
種 類		大 き さ	
毛 (羽) 色		毛 の 長 短	
性 別		推 定 年 月 齢	年 月
特 徴			
飼養場所所在地			
現在飼養している動物の種類及び数			

(裏)

誓約書

私は、この動物がその一生を終えるまで、周辺の住民に迷惑をかけることなく、関係法令を遵守するとともに責任を持ってこの動物を飼うことを誓います。

この動物を飼うことについては、家族全員の同意を得ています。

万一、元の飼い主から、返還を求められた場合には、それに従います。

なお、以下の事項に該当する者ではありません。

- 1 多頭飼育による近隣周辺へ迷惑等を及ぼしているもの又は適正に飼育をしていると認めることができない者
- 2 第三者に販売又は譲渡する目的で譲り受けようとする者
- 3 過去 3 年以内に「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」、「犬による危害の防止に関する条例」又は「島根県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反し、罰せられたことがある者
- 4 過去 1 年以内に動物の愛護及び管理に関する法律第35条第 1 項の規定により保健所に犬又はねこの引取りを求めた者
- 5 18歳未満の者

年 月 日

申請者氏名

様式第 5 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県

保健所長 様

氏 名

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

飼い犬事故届

飼い犬に係る事故が発生したので、島根県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事故発生日時	年 月 日 時					
事故発生場所						
事故を起こした犬	種 類		年 齢		性 別	
	犬 名		毛 色		その他 特徴	
	登録等	登 録 有 (市町村名		年度第	号) ・ 無	
		注射済票 有 (年度第	号) ・ 無	
	過去における加害の有無		有 (回) ・ 無			
事故の内容及び原因						
被 害 者	住 所					
	氏 名					
	被害の概要					
事故について講じた措置						
備 考						

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様

氏 名

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

特定動物事故届

飼養する特定動物に係る事故が発生したので、島根県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事故発生日時	年 月 日 時		
事故発生場所			
事故を起こした特定動物	許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
		種 類	性 別
	個 体 識 別 番 号		
	過去における加害の有無	有 (回) ・ 無	
	事故の内容及び原因		
被 害 者	住 所		
	氏 名		
	被害の概要		
事故について講じた措置			
備 考			

様式第 7 号 (第13条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属	
氏 名	
<p>上記の者は、島根県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第 2 項及び第22条第 1 項の規定による犬の捕獲又は立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 印</p>	

(裏)

島根県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(犬の捕獲等)

第13条 知事は、けい留されていない犬があると認めるときは、その犬を収容することができる。

2 知事は、前項の規定による収容を行うため知事が指定した職員に同項の犬を捕獲させることができる。

3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその飼い主又は他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所 (人の住居を除く。) に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

(立入検査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は第19条第 2 項に規定する当該事態を生じさせている者に対し、報告を求め、又はその職員に飼養施設その他の動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査又は質問を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第27条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) (略)

(5) 第22条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

(注) 大きさは、縦7.5センチメートル、横10.5センチメートルとする。

様式第8号(第13条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
氏 名
<p>上記の者は、島根県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定による犬の捕獲を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 印</p>

(裏)

島根県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(犬の捕獲等)

第13条 知事は、けい留されていない犬があると認めるときは、その犬を収容することができる。

2 知事は、前項の規定による収容を行うため知事が指定した職員に同項の犬を捕獲させることができる。

3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその飼い主又は他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

(注) 大きさは、縦7.5センチメートル、横10.5センチメートルとする。